

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字新里字精進場四二 八番六地先から同郡同町大字新里字 精進場四一八番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十二月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月二日 埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第九号で告示した 道路予定区域の供用開始 である。 延長三九・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>